

始良市公告第 29 号

あいらクリーンセンター長期包括運営発注支援（要求水準書作成）業務を委託するに当たり、公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり公告する。

令和 5 年 6 月 16 日

始良市長 湯元 敏浩

1 業務の概要

①業務名

あいらクリーンセンター長期包括運営発注支援（要求水準書作成）業務委託

②本件対象施設の名称及び所在地

対象施設：あいらクリーンセンター

所在地：鹿児島県始良市加治木町木田 5348 - 26

③履行期間

契約締結日の翌日から令和 6 年 3 月 19 日まで

④概要

始良市が計画しているあいらクリーンセンターの次期長期包括運営委託に係る「要求水準書（案）」の作成等を行う業務

⑤業務内容

別に定める「あいらクリーンセンター長期包括運営発注支援（要求水準書作成）業務仕様書」及び「あいらクリーンセンター長期包括運営発注支援（要求水準書作成）プロポーザル実施要領」のとおり

⑥上限金額（見積限度額）

6,887,000 円（消費税及び地方消費税相当額は含まない。）

2 参加資格等

参加表明書の提出者に要求される資格は、次のとおりとする。

- ①地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- ②令和 4・5 年度入札参加資格審査申請書を本市に提出している者であること。
- ③本業務の公告日から受託者の選定が終了するまでの期間において、始良市建設工事等有資格業者の指名停止に関する要領（平成 22 年始良市訓令第 56 号）

の規定に基づく指名停止を受けていない者であること。

- ④共同企業体を構成し、参加表明書等を提出することは不可とする。
- ⑤暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員であること及び同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していると認められること等が存しないこと。
- ⑥会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされていない者及び民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- ⑦地方公共団体（地方自治法（昭和22年法律第67号）に規定する地方公共団体を構成員とする一部事務組合及び広域連合を含む）が発注する、し尿処理施設等の包括管理委託業務に係る発注支援業務を元請として受注（現在、履行中の業務を含む）した実績を有すること。
- ⑧本業務の実施に際し、次の条件を満たす者を配置できること。
 - ア 管理技術者（技術者法（昭和58年法律第25号）に基づく技術士（衛生工学部門廃棄物管理）の資格を有する者）
 - イ 照査技術者（技術者法に基づく技術士（機械部門）の資格を有する者）
 - ウ 担当技術者（実務経験3年以上で、し尿処理施設等の包括運営委託業務等の発注支援業務の実務経験を有する者）

3 スケジュール（予定）

| 内容 | 日程 |
|---------------------|---|
| ①公募書類の交付 （公告期間） | 令和5年6月16日（金）～6月30日（金） ※始良市ホームページからダウンロード |
| ②質問の受付期限 | 令和5年6月26日（月）17時まで |
| ③質問（上記②）への回答 | 順次ホームページに掲載 |
| ④参加表明書の提出期限 | 令和5年6月30日（金）17時まで |
| ⑤提案書の提出期限 | ※参加資格確認後 令和5年7月10日（月）17時まで |
| ⑥プレゼンテーション・ヒアリングの開催 | 令和5年7月20日（木）（予定） |
| ⑦審査結果の通知 | 令和5年7月24日（月）（予定） |

※現段階におけるスケジュール（予定）であり、⑤以降のスケジュールについては変更する可能性がある。

4 応募手続等

別に定める「あいら清掃センター等次期包括的民間委託事業プロポーザル

実施要領」のとおりとする。

5 審査方法及び選定

本プロポーザルの審査は「(仮称) あいらクリーンセンター長期包括運営発注支援業務委託事業者選定委員会」において行い、優先交渉権者及び次点の優先交渉権者を選定する。

6 契約手続等

審査の結果、優先交渉権者となった提案者と契約締結に向けた交渉を行うこととする。

なお、辞退及びその他の理由により契約ができない場合は、次点の優先交渉権者と契約交渉を行う。

7 その他

- ①提出された提案書類は返却せず、市の業務目的以外には使用しない。また、開示請求があった場合は、不開示情報を除き、原則開示とする。
- ②提出期限以降の提案書の差替え又は再提出は認めない。また、提案書等の作成及び提出に要する費用は、提案者の負担とする。
- ③提出書類に虚偽の申告又は記載をしたことが判明した場合には、既に受託者を選定され契約を締結した後であっても、契約を解除することができる。
- ④本業務の再委託は認めない。
- ⑤優先交渉権者となった者の提案書等の著作権は、始良市に帰属し、その他の提案者の提案書等の著作権は、提案者にそれぞれ帰属するものとする。